

令和5年12月教育委員会定例会会議事録

- 1 招集年月日 令和5年12月21日（木）午前10時00分 開会
- 2 招集場所 喜多方市カイギュウランドたかさと 健康づくり室
- 3 出席者 教育長 佐川正人
二番委員 高橋明子
三番委員 長田聡子
四番委員 山口謙太郎
- 4 出席職員 教育部長 遠藤紀雄
教育総務課長 佐野仁美
学校教育課長 佐藤潤
生涯学習課長 佐藤洋
文化課長 伊藤博之
中央公民館長 田中勲
学校教育課主幹 外島誠司
文化課主幹 片岡洋
教育総務課長補佐 塚原和憲
学校教育課長補佐 高橋亮慈
生涯学習課長補佐 齋藤謙市朗
文化課長補佐 高畑知史
中央公民館長補佐 中村美恵子
- 5 閉会 午前11時27分

じる恐れがあります。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第7項のただし書きの規定に基づき、教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数決で議決した場合は、案件について公開しないことができるとされております。

お諮りいたします。協議第5号及び協議第6号について、非公開で実施することとしてよろしいでしょうか。

各委員
教育長

異議なし

異議なしということですので、協議第5号及び協議第6号については非公開といたします。

では、報告事項に入りますが、説明の前に加筆修正等ございましたらお願いいたします。

教育総務課長
教育長
教育総務課長

加筆修正ございませんので、よろしくをお願いいたします。

では、(1)行事等の報告について説明をお願いいたします。

前回11月の定例会開催日の11月9日から昨日までの行事等につきましては記載のとおり7件ございました。

日時、行事名、開催場所、出席者は記載のとおりですので、内容の詳細説明は省略させていただきます。以上になります。

教育長

説明が終わりました。ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

各委員
教育長

なし

ご質問等がないようですので、この件についてはこの程度といたします。

(2) 教育長の報告

報告第28号 共催及び後援の承認について

教育長

次に、(2)教育長の報告について。

まず、報告第28号後援の承認について、ご説明をお願いいたします。

教育総務課長

2ページをお開きいただきたいと思います。

報告第28号共催及び後援の承認についてであります。共催を1件、後援を3件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。

なお、本定例会の議案調整までに間に合ったものをご報告するものであり、使用名義はいずれも喜多方市教育委員会であります。内容等につきましては、所管課から説明をいたします。

生涯学習課長

それでは、3ページをお開きください。

生涯学習課所管分の共催1件と後援1件についてご説明いたし

ます。

まず、ナンバー1の共催であります。事業名が令和5年度第51回福島県アンサンブルコンテスト第48回会津支部大会、申請者は福島県吹奏楽連盟会津支部長、開催日、会場等につきましては記載のとおりでございます。なお、当該事業の参加負担金といたしましては1グループにつき8,000円、入場料は500円で入場券は当日のみ有効となります。

次にナンバー1の後援でございます。事業名がママをやめてもいいですか自主上映会、申請者は生活クラブふくしま生活協同組合あいづ支部委員長、開催日、会場等につきましては記載のとおりでございます。なお、この事業につきましては、生活クラブ福島組合員の福利厚生や交流、組合員の拡大を視野に入れた地域子育て支援に寄与することを目的として上映会を開催するものでございます。参加費につきましては組合員が300円、一般が600円、中学生以下は無料となっております。

生涯学習課所管分は以上となります。

文化課長

続きまして文化課所管分の後援についてご説明申し上げます。

ナンバー2、事業名がオペラ「椿姫」を100倍楽しむために、申請者は公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団代表理事、開催日、会場につきましては記載のとおりでございます。なお観覧料につきましては一般で2,000円、学生が1,000円となっております。

続きましてナンバー3、事業名が喜多方酒蔵オペラ「椿姫」、申請者は公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団代表理事、開催日、会場につきましては記載のとおりでございます。開催日、会場等は記載のとおりでございます。なお観覧料につきましては6,000円から3,000円となっております。

説明は以上でございます。

教育長

それでは、この件に関してご質問等ございましたらお願いいたします。

各委員

なし

教育長

なければ、この件についてはこの程度といたします。

6 承認事項

承認第1号 令和5年度喜多方市一般会計補正予算（第8号）の承認について

教育長

続きまして承認事項に入りますが、説明の前に加筆修正等ございましたらお願いいたします。

教育総務課長

加筆修正ございませんので、よろしくお願いいたします。

教育長

では、承認第1号令和5年度喜多方市一般会計補正予算（第8号）の承認について説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは4ページをお開きください。

承認第1号令和5年度喜多方市一般会計補正予算(第8号)の承認について、令和5年12月市議会定例会に追加提案した令和5年度喜多方市一般会計補正予算(第8号)について、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、臨時に代理して処理したので、同規則第3条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

令和5年度喜多方市一般会計補正予算(第8号)の内容につきましては別紙5ページをお開きください。歳出予算、幼稚園運営経費、私立幼稚園価格高騰重点支援交付金25万円の追加補正であります。4ページにお戻り願います。この補正予算の追加提案日につきましては令和5年12月14日であります。説明は以上です。

教育長

それでは、この件に関してご質問等ございましたらお願いいたします。

各委員

なし

教育長

それではご質問等がないようですので、この件については承認ということよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

教育長

異議なしということですので、この件については承認されました。

7 審議事項

議案第25号 喜多方市社会教育関係団体の認定について

教育長

続きまして審議事項に入りますが、説明の前に加筆修正等ございましたらお願いいたします。

教育総務課長

加筆修正ございませんので、よろしくお願いいたします。

教育長

では、議案第25号喜多方市社会教育関係団体の認定について、説明をお願いいたします。

生涯学習課長

それでは私の方から、議案第25号喜多方市社会教育関係団体の認定についてご説明申し上げますので6ページをご覧くださいと思います。

喜多方市社会教育関係団体の認定に関する規則第3条及び第4条の規定に基づき、喜多方市社会教育関係団体に認定するものであり、提案の理由につきましては、社会教育関係団体の認定申請を受け、新たに認定しようとするものであります。団体の名称につきましては「NPO法人マイウェイ」、団体の概要につきましては、7ページをご覧くださいと思います。申請の年月日は令和5年5月2日、結成日につきましては、令和3年8月20日、代表者氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。この団体の活

動目的及び内容等につきましては、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が自らの健康や生きがいに関心を持てるような場を提供し、地域住民が主体的に取り組むようなまちづくりと、豊かな社会づくりを推進することを目的としており、マッサージ事業を通じた癒しの提供、障がい者の雇用及び自立支援、年齢に捉われない健康増進の場の提供、健康的なライフスタイルを確立するため、ダイエットを中心としたワークショップの実施などを予定してございます。この団体の会員数は22名で、うち男性が2名、女性が20名となります。会費、規約部分等々については記載のとおりでございます。

認定にあたりまして、11月20日に開催いたしました社会教育委員の会議におきまして、委員の皆様から様々なご意見をいただいたところでございます。その結果といたしましては、社会教育関係団体の認定基準に「社会教育に関する事業を主たる目的とする」とあるが、健康に関するワークショップや体操教室などの社会教育に関する活動の内容が実績として記載されていない。事業規模や収支決算を見ると、主たる事業はマッサージ事業であると捉えられる。また、営利を目的とした団体のようにも見える。以上のことから、社会教育関係団体としてふさわしいとの意見は付さないとのことであり、説明は以上となりますが、この団体についての認定、または却下の判断をお願いしたいと思います。

教育長

それでは、この件に関しご質問等ございましたらお願いいたします。

高橋委員

先ほどの事前説明で内容はわかりました。申請書類の役員報酬、給料、手当などを見ると社会教育認定団体として、良いか悪いかは別として、こちらが持っているイメージと違うと感ずるものがあります。ただ、社会教育認定団体というのは、広めたいという思いもあるので、こちらで一方的に駄目というのではなく、今後に向けて、こういうところをクリアしていただければ、社会教育認定団体として活動できるといった期待も込めていますが、私は、社会教育委員の方々がおっしゃるように、今回はちょっとこのままでは難しいと思います。

生涯学習課長

認定につきましては教育委員の皆様判断を仰ぐこととなりますが、委員からもございましたように、現在、この団体につきましては、マッサージの方が中心となっている事業にも見え兼ねますので、その辺について、社会教育活動等々に重視、重点を置いて、今後、ワークショップや体操教室の充実を図っていただけるような形で、事業者の方にもお伝えして、地域の方々にも、こういった社会教育活動がこの団体で行われておりますという形で、広く周知できるようにしていきたいというふうに考えてございます。

教育長
山口委員

他にございますでしょうか。

資料にあります認定基準ですが、(2)から(5)までは満たしている
ので、(1)の主たる目的が社会教育なのか、マッサージ事業なのかと
いうところなのだと思います。社会教育委員の方々からは、主たる
目的がマッサージ事業であって、社会教育活動ではないのではない
かという意見もいただいているので、いろんな団体に認定いた
だきたいというのはすごく賛成できる意見なのですが、今回
はグレーな状態で、社会教育委員の方々の意見を覆して認定す
るのは難しいのかなというふうに感じておりまして、非常に判断
が難しい事例なのですけれども、両手を挙げて賛成というのは難
しいのが私の考えではあります。

生涯学習課長

事務局としては、認定基準においては合致しているものという
ふうに捉えており、これまで手続き等を進めて参りましてたけれ
ども、社会教育委員の方々からは、社会教育に関する事業を主たる
目的とはしていないのではないかというご意見をいただいたとこ
ろでありますので、山口委員からもそういったご意見をいただき
ましたので、その辺を事業所の方に、今後、社会教育関係団体の認
定を望むものであれば、社会教育に関する事業が主たる目的にな
るようにと伝えていきたいと考えております。

教育長
長田委員

他に何かございますでしょうか。

拝見しておりますと、もう少し社会教育活動に重きを置いて活
動いただけると、市民に対しても説明できると思いますので、その
ように導いていただければと思います。

教育長

それでは、議論尽くされたところでございますので、議案第25号
喜多方市社会教育関係団体の認定について、可決か否決かを明確
にするため、手を挙げてください。

可決の方、ゼロです。否決の方、全員です。

議案第25号喜多方市社会教育関係団体の認定については否決さ
れました。

議案第26号 喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存活用計画の変更について

教育長

続きまして、議案第26号喜多方市小田付伝統的建造物群保存地
区保存活用計画の変更について、説明をお願いします。

文化課長

それでは、8ページをお開き願います。

議案第26号喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存活用計
画の変更についてであります。喜多方市伝統的建造物群保存地
区保存条例第3条第4項の規定に基づき、喜多方市小田付伝統的
建造物群保存地区保存活用計画を変更したいとするものでござい
ます。

また、弁財天は水の神や技芸の神など信仰の形態も様々あるが、特に福島県内・会津地方における弁財天信仰やその広まりを考察する上でも貴重な作例であると考えられますが、割れの損傷、欠損及び虫食い等も多く見られることから、中世に遡る作例を後世に残すため、文化財として指定し、保護の措置を図ることが望ましいと考えており、喜多方市文化財保護審議会へ諮問したいとするものでございます。

説明は以上です。

教育長 それでは、この件に関しご質問等ございましたらお願いいたします。

高橋委員 13ページの後段に「文化財として指定し、保護の措置を図る」とありますが、文化財の指定を受けるとどのような措置になるのでしょうか。

文化課長 市の指定文化財として指定することによりまして、管理、所有される方々の意識の向上を図り、対外的な姿勢を示すものと考えております。

長田委員 この文化財は無人の場所で施錠して管理しているのでしょうか。また、13ページの後段に「割れの損傷、欠損及び虫食い等も多く見られる」とありますが、修復などは考えているのでしょうか。

文化課長 無人の場所で施錠して管理している状況でございます。修復につきましては現在のところ考えておりませんが、所有者の意向があれば、相談しながら進めていきたいと考えているところでございます。

高橋委員 所有者の意向があれば文化財の修復もあり得ると受け取ったところですが、文化財の指定をするからには、損傷が今後さらに進むことも考慮して、レプリカの作成やデジタルでの保存など、この文化財に限らず、指定文化財を全体的に考えていただきたいと望んでいます。

文化課長 この文化財に係る修復につきましては、今後、所有者と相談しながら進めて参りたいと考えております。また、損傷の激しい指定文化財の全般的な対応につきましては、デジタルなどの最新技術を活かした方法や他にどのような対応ができるか、費用面も含めて研究してまいりたいと考えております。

教育長 他にございますでしょうか。

各委員 なし

教育長 それでは他にご質問等がないようですので、この件については可決してよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしということですので、この件に関しては可決いたしました。

8 協議事項

協議第5号 会北中学校区における指定学校外の就学について

教育長

次に、協議事項に入ります。非公開案件となりますので、喜多方市教育委員会会議規則第14条ただし書き及び喜多方市教育委員会傍聴規則第5条の規定により傍聴の方はご退席をお願いします。

(非公開)

協議第6号 郷土資料館等の整備に関する方針(案)について

(非公開)

9 その他

(1) 教育長及び各委員から

教育長

非公開を解きます。傍聴の方の入室を許可します。

それでは、次にその他に入ります。

まず、私からは特にはございません。委員の方から何かございますでしょうか。

各委員

なし

(2) 事務局から

教育長

それでは、次に事務局からお願いいたします。

学校教育課長

市立小中学校適正規模適正配置第1次実施計画の進捗状況についてご報告いたします。資料はございません。

去る12月12日熱塩加納町行政区長会臨時総会が開催されまして、熱塩加納町における熱塩小学校と加納小学校の統合について協議の結果、行政区長会として合意することが決まりました。この結果を受けまして、熱塩加納町行政区長会、熱塩加納地区PTA連絡協議会、市教育委員会の3者により合意文書を12月19日に調印しました。今後は合意について周知を行い、令和6年1月には熱塩加納地区小学校統合準備委員会を設置し、統合の準備を進めていく予定であります。

教育長

それでは、この件に関しご質問等ございましたらお願いいたし

各委員 ます。
なし
教育長 他にございますでしょうか。
教育総務課長 事務局からは他にございません。
教育長 なければ、その他についてはこの程度にしたいと思います。

10 連絡事項

(1) 令和5年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

教育長 それでは、連絡事項に入ります。事務局から説明をお願いいたします。
教育総務課長 18ページをお開きいただきたいと思います。
今年度の教育委員会の会議の開催日程案等についてでございます。記載のとおりでございます。
今後の日程になります。1月4日、令和6年新春市民の集い、1月7日、令和6年喜多方市二十歳を祝う会が予定されております。それぞれご出席をお願いしたいと思います。以上になります。
教育長 連絡事項についてご質問等ございますでしょうか。
各委員 なし
教育長 以上をもちまして教育委員会定例会を終了いたします。みなさんお疲れさまでした。

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教育長 佐川正人

二番委員 高橋明子

三番委員 長田聡子

四番委員 山口謙太郎

教育総務課長補佐 塚原和憲

